

育児休業期間中の掛金等が免除となる要件の変更について①

1 改正後（令和4年10月から）の免除となる期間について

- (1) 育児休業を開始した月と終了する日の翌日の属する月が異なる場合
免除対象となる育児休業等の期間に変更はないが、育児休業等の期間が1月以下である者については、期末手当等に係る掛金等は免除の対象外とする。

例1) 5/15～7/15に育児休業を取得した場合

5月	6月	7月
免除 月額	免除 月額・期末手当等	徴収 月額
5/15 育休開始		7/15 育休終了

例2) 4/29～6/28に育児休業を取得した場合

4月	5月	6月
免除 月額	免除 月額	徴収 月額・期末手当等
4/29 育休開始		6/28 育休終了

これまでと同じ

1

育児休業期間中の掛金等が免除となる要件の変更について②

例3) 6/20～6/30に育児休業を取得した場合

6月	7月
免除→月額のみ 徴収→期末手当等	徴収 月額
6/20 育休開始	6/30 育休終了

育休期間が1月以下のため、
期末手当等の掛金等は免除にならない。

〈「1月以下」の計算方法〉

暦に従って計算します。

例：6/29～7/28 ⇒ 期間は「ちょうど1月」… 1月以下

6/29～7/29 ⇒ 期間は「1月と1日」… 1月超

1月は、30日または31日としてということではなく、
起算日から起算日の翌月の相当する日の前日までをいいます。
育児休業の期間が1月以下の場合、期末手当等の免除の対象外となるため、
免除対象とするには、支給月の起算日から翌月の相当日以上期間が必要です。

※起算日が5/31のとき、翌月の相当日はありませんので、
その月の末日6/30で「ちょうど1月」とします。

期末手当等に係る掛金等を免除対象とするには、
1月超（「1月と1日」以上）の育児休業期間が必要。
また、支給月の末日が育児休業の期間でなくてはならない。

2

育児休業期間中の掛金等が免除となる要件の変更について③

- (2) 育児休業を開始した月と終了する日の翌日の属する月が**同一**の場合
当該月における育児休業等の日数として、14日以上である場合については、掛金等は免除されることとされた。

例1) 6/5～6/25に育児休業を取得した場合

6月	7月
免除→月額のみ 徴収→期末手当等	徴収 月額
← 6/5 育休開始 6/25 育休終了 →	

育休期間が月末までなくても、14以上の期間があれば、月額に係る掛金等は免除となる。

〈「14日要件」の判定について〉

開始日から終了日までの日数。複数ある場合は、合算して14日以上あればよい。

例：6/5～6/25 ⇒ 日数は「21日」… 月額のみ6月免除

6/5～6/10、6/15～6/24 ⇒ 日数は「6日と10日で合計16日」… 月額のみ6月免除

5/20～6/5、6/15～6/24 ⇒ 日数は「10日」… 5月のみ免除、6月は免除にならない

開始日と終了日の翌日が同一月に属する育児休業が対象です。

前月から引き続く期間については、合算の対象となりません。

3

育児休業期間中の掛金等が免除となる要件の変更について④

例2) 5/5～6/20に育児休業を取得した場合

5月	6月
免除 月額	徴収 月額・期末手当等
← 6/5 育休開始 6/20 育休終了 →	

14以上の判断は、育児休業の開始日と終了日の翌日が同一月の場合のみ行う。

※最終月の育児休業の日数が14日以上であっても免除にならない。

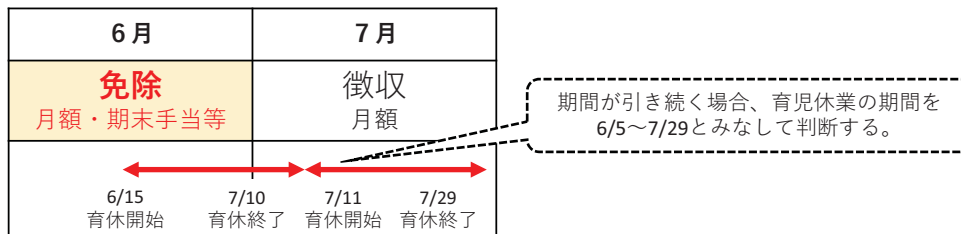
4

育児休業期間中の掛金等が免除となる要件の変更について⑤

(3) 連続する2以上の育児休業をしている場合

連続する2以上の育児休業をしている場合は、その全部を1つの育児休業とみなして判断する。

例) 6/15～7/10、7/11～7/29まで育児休業を取得した場合



1回目の育児休業では、期間が「1月以下」のため、月額のみ掛金等が免除となります。

期間を空けず引き続き育児休業を取得した場合は、1回目の開始日から2回目の終了日までを1つの期間とみなすことで「1月を超える」ため、期末手当等についても免除となります。

育児休業期間中の掛金等が免除となる要件の変更について⑥

2 提出書類の確認について

この改正が大きく影響するのは、男性組合員です。

男性組合員が育児休業取得時に行う当共済組合への手続きについては、下記のとおりです。

提出もれや手続きが遅れることのないようお願いします。

➤男性組合員の育児休業取得時の手続きについて

掛金等の免除を育児休業手当金の請求時にあわせると、

免除期間の把握が遅れるため、

掛金等の免除と手当金の請求を、**別々**に行っていただきます。

次の書類を、**育児休業開始前**に提出してください。

☐ 「育児休業等掛金等免除申出書」

☐ 育児休業承認請求書等のコピー